

(案)

(仮称) 八尾市国家戦略特別区域法に基づく準則を定める条例(素案)についての
市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について

(仮称) 八尾市国家戦略特別区域法に基づく準則を定める条例(素案) を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 12 条に基づき、広く素案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施し、その結果及び提出された市民意見と、それに対する市の考え方を整理しました。

1. 意見募集期間

令和 4 年 11 月 30 日(水) から令和 4 年 12 月 28 日(水)

2. 提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出者数(人)	意見件数(件)
直接持参	0	0
電子メール	0	0
オンライン申請	2	2
FAX	0	0
郵便	0	0
合計	2	2

(案)

3. 意見・提言及び市の考え方について

番号	意見・提言	市の考え方	素案への反映
1	<p>ESG 投資の際も企業が環境貢献していることが数値的にわかるようにする動きが必要になっている。企業が再投資となると相応の資金が必要となることも想定され、企業、八尾市、有識者（例えばこの分野への取組に積極的な金融機関等）間で協定書を締結して、その効果がモニタリングできる体制を整備していく必要があると考える。協定書締結が活動の一つとして大きな役割を担うものとする。</p>	<p>本条例による規制緩和の対象となる企業は、工場立地法に規定する工場を立地する事業者です。このため、本条例では、まずは緑地面積緩和（減少）の適用を受ける事業者に対し、ゼロカーボンシティやお推進協議会への入会や八尾市との協定締結を求めることにより、脱炭素型まちづくり（ゼロカーボンシティやお）の実現に向けた取り組みを実践していただくことを想定しています。今後、本制度の実施状況・結果等を十分に研究し、協定書の拡大についても検討を進めてまいります。</p>	なし
2	<p>ものづくり企業が集積する八尾の特長を維持していくためには、工場の市外流出を防ぐ必要があり、環境に配慮しつつも、工場の建て替えを含めた立地がしやすいような規制緩和に向けた条例制定は好ましいと思います。</p>	<p>工業系地域での緑地面積率等を緩和することで、既存工場への再投資を促進し、産業の競争力の強化、地域経済の活性化及び雇用が創出されるよう進めてまいります。</p>	なし